

# 危険運転致死傷罰法が成立

来年5月施行 適用範囲拡大

悪質運転による死傷事故の罰則を強化する新法「自動車運転死傷行為処罰法」が20日、参院本会議で全会一致により可決・成立した。特定の病気の影響で起きた事故を危険運転致死傷罪に問えるようにし、飲酒を隠す目的で事故現場から逃走する行為を処罰する規定を新設した。来年5月までに施行され、オートバイや原付きバイクの事故にも適用される。

(社会面に関連記事)

新法の柱の一つは、危険運転致死傷罪の適用対象の拡大だ。最高刑が懲役20年の同罪は▽運転開始時から酒や薬物の影響で正常な運転が困難▽カーブを曲がりきれないほど高速▽未熟な運転技能▽など5類型に限られ、事故の遺族らから「対象が狭すぎる」との

批判が出ていた。  
新法は、同罪を刑法から移した上で、新たな適用対象として「通行禁止道路の高速走行」を追加した。高速道路の逆走などが対象になる見通しだ。

さらに①特定の病気の影響で「意識を失うかもしれない」と認識していた②走行中に飲酒や薬物の影響で正常な運転が困難になつたなどの状態で死傷事故を起こした場合も同罪に問われるようになり、最高刑を懲役15年とした。病気はてんかんや統合失調症などが想

定され、政令で定める。また、事故現場から逃走するなどして飲酒や薬物の影響下にあつたことを隠すとする行為を罰する「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」(最高刑

## 新法による最高刑の引き上げ

■酒や薬物、病気の影響で正常な運転が困難な状態に陥り、死傷事故を起こした場合

<現>懲役10年6月(自動車運転過失致死傷罪と道交法違反)

<新>懲役15年(危険運転致死傷罪)、無免許なら懲役20年

■酒や薬物の影響で死傷事故を起こし、発覚を恐れて逃げた場合

<現>懲役15年(自動車運転過失致死傷罪と道交法違反)

<新>懲役18年(過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪と道交法違反)、無免許なら懲役22年6月

■通行禁止道路を高速で走行し、死傷事故を起こした場合

<現>懲役7年3月(自動車運転過失致死傷罪と道交法違反)

<新>懲役20年(危険運転致死傷罪)、無免許なら懲役23年

自民党の石破茂、公明党の井上義久両幹事長は20日午前、東京都内のホテルで会談し、特定秘密保護法案の対応を協議した。石破氏

は会談後、記者団に対し「今正協議を優先し、週内の衆院通過にこだわらない考え方を示した。26日の衆院本会議で法案を可決させる案を用意していかなればならない」と表明。野党との検討している。

## 週内通過こそだわらず 秘密保護法案 自公、26日で検討

・懲役12年)を新設。逃走後に酒の影響が弱まってから検挙された方が罪が軽くなる「逃げ得」を解消する現行の自動車運転過失致死傷罪に名称変更した。いずれのケースも、無免許の場合は、罪を重くする規定を設けた。

死傷罪(同・懲役7年)もは、2001年に危険運転致死傷罪、07年に自動車運転過失致死傷罪がそれぞれ創設され、厳罰化が進んでいる。

【伊藤一郎】  
交通事故の罰則を巡って

# 一絵に描いた餅懸念

## 危険運転厳罰法成立

悪質運転の厳罰化を盛り込んだ「自動車運転死傷行為処罰法」が20日、参院本会議で成立した。新法のきっかけを作った交通事故遺族の一人、真野哲さん(52)は名古屋市では「警察が事故直後にしっかりと証拠収集をしなければ『絵に描いた餅』になる」と訴えている。

【伊藤一郎】



長男貴仁さんの写真を前に新法について語る真野哲  
さん＝名古屋市千種区で、伊藤一郎撮影



参院本会議場傍聴席で質疑を聞く交通事故犠牲者の遺族ら  
＝国会内で20日午前10時19分、藤井太郎撮影

多くの弔問があった。真野さんは、貴仁さんがオンラインゲームのユーチャーに「まのっち」として知られたカリスママーだつたと初めて知った。

逮捕されたのはブラジル人の男。無免許、飲酒運転、一方通行道路の逆走、無灯火、ひき逃げ。「誰がみても危険運転」なのに、最高刑が懲役20年の危険

運転致死罪は適用されず、自動車運転過失致死罪などで起訴されて懲役7年の実刑が確定した。

真野さんは、事故の目撃証言や男の飲酒状

一法相は「運転手の自覚を促し、抑止効果が十分期待できる」と強調する。一方で、「特定の病気に対する偏見を助長する」「厳罰化による事故抑止には限界がある」との異論もある。

栃木県鹿沼市で2011年4月に起きたクレーン車の暴走事故では、てんかんの持病がある運転手に危険運転致死傷罪が適用されなかつた。遺族側の批判を受け、新法では病気

## 「てんかんなど偏見助長」

### 医療関係学会、効果に異論

の影響がある場合も同罪に見えるようになる。対象となる病気は、てんかん、統合失調症、重度の睡眠障害などが想定されている。

だが、医療関係学会は「これらの病気による事故率が、他の要因と比べて高い」と医学的根拠はない」と批判。日本精神神経学会の三野進理事は「特定の病気を挙げて重罰とするのは根拠のない差別。発作症状がない患者が運転を控えたり、医師の診察を避けたり、

況を自分でも確かめたのか」。真野さんは他の事故遺族らと連携して署名活動を行い、公判で読み上げられた調書の内容を否定し、警察は店舗を訪ねた。目撃者は公判で読み上げられなかつたという。「相手が外国人だからなのか、十分な証拠収集をしていない」と憤りを感じた。

「運転手が自覚しているはずの無免許や飲酒運転がなぜ『過失』運転が、なぜ『過失』運転致死罪は適用されず、自動車運転過失致死罪などで起訴されて懲役7年の実刑が確定した。

この日、参院本会議場では、真野さんのほか、昨年4月に京都府亀岡市で起きた集団登校事故の遺族らも傍聴席から審議を見守った。この日、参院本会議場では、真野さんのほか、昨年4月に京都府亀岡市で起きた集団登校事故の遺族らも傍聴席から審議を見守った。

もすべて危険運転致死傷罪とし、刑罰の軽重は裁判で決めればいい。これ以上、悲惨な遺族や被害者を生まないため、今後も声を上げていく決意だ。

この日、参院本会議場では、真野さんのほか、昨年4月に京都府亀岡市で起きた集団登校事故の遺族らも傍聴席から審議を見守った。